

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会小委員会設置規程

(設置)

第1条 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会（以下「協議会」という。）に小委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査及び審議をする。

(種類及び委員)

第3条 小委員会は、別表のとおりとする。

2 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が、協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、小委員会の委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、公開するものとする。

(会議運営規程の準用)

第 7 条 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議運営規程第 6 条から第 1 3 条までの規定は、この規程において準用する。

(報告)

第 8 条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 9 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 2 月 5 日から施行する。

別表（第3条関係）

小委員会名	担任する事項	構成	定数
新市建設構 想小委員会	新市の建設計画、合併の方式、期 日、新市の名称及び事務所の位置 など、新市のまちづくりに関する 事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内及び共通委員2 人	11人 以内
広報広聴 小委員会	協議会の担任する事務に住民意見 を広く反映するための意識啓発、 広報及び広聴に関する事項	関係市町の委員の うちから各2人以 内	6人 以内
行財政 小委員会	事務組織及び機構、財産、議会議 員の定数及び任期の取扱いなど、 行財政に関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内
住民生活 小委員会	国民健康保険事業、戸籍、地方税、 環境衛生事業の取扱いなど、住民 生活に関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内
健康福祉 小委員会	介護保険事業、健康づくり事業、 各種福祉事業の取扱いなど、介護、 健康、福祉、医療に関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内
産業経済 小委員会	農業委員会委員の定数及び任期、 農林水産関係事業、商工・観光関 係事業、勤労者関連事業の取扱い など、産業経済に関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内
都市環境 小委員会	道路、河川、住宅、空港・港湾な どの建設関係事業、都市計画、上 下水道の取扱いなど、都市環境に 関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内
教育文化 小委員会	学校教育、社会教育、文化・スポ ーツ振興事業の取扱いなど、教育 文化に関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内